

(別添 2 )

医科診療報酬点数表関係

問1 区分番号「A 0 0 3」オンライン診療料の施設基準において、「頭痛患者に対する情報通信機器を用いた診療に係る研修」とあるが、当該研修にはどのようなものがあるか。

(答) 現時点では、一般社団法人日本頭痛学会の実施する「~~一般社団法人日本頭痛学会 慢性頭痛オンライン診療 e-learning 日本頭痛学会 e-learning~~」が該当する。